

盛岡市屋外スポーツ施設条例（案）について

平成26年11月25日
市 民 部

1 改正の趣旨

盛岡市立太田スポーツセンターを廃止するとともに、盛岡市立太田テニスコート等の使用料の額を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 太田スポーツセンター

運動広場をテニスコートに組み替え、太田テニスコートに統合するとともに、子供広場及びキャンプ広場を駐車場として整備するため、太田スポーツセンターを廃止する。

(2) 太田テニスコート

既存のテニスコート2面を屋内テニスコートとして整備し、使用料の額等を次のように改める。

【改正前】

区分	一般	高等学校生徒以下の者
テニスコート（1面につき1時間までごとに）	500円	250円

【改正後】

区分	一般	高等学校生徒以下の者
屋外テニスコート（1面につき1時間までごとに）	600円	300円
屋内テニスコート（1面につき1時間までごとに）	1,200円	600円

(3) 松園運動広場

施設の使用実態を考慮し、施設の名称を松園テニスコートに改め、使用料の額等を次のように改める。

【改正前】

区分	一般	高等学校生徒以下の者
運動広場（1時間までごとに）	1,500円	750円

備考 テニスコート、バレーボールコート又はゲートボールコートに区分して使用する場合は、1面につき表に掲げる額の3分の1に相当する額を使用料として徴収する。

【改正後】

区分	一般	高等学校生徒以下の者
テニスコート（1面につき1時間までごとに）	600円	300円

3 施行期日

- (1) 2-(1) 公布の日
- (2) 2-(2), 2-(3) 平成27年4月1日

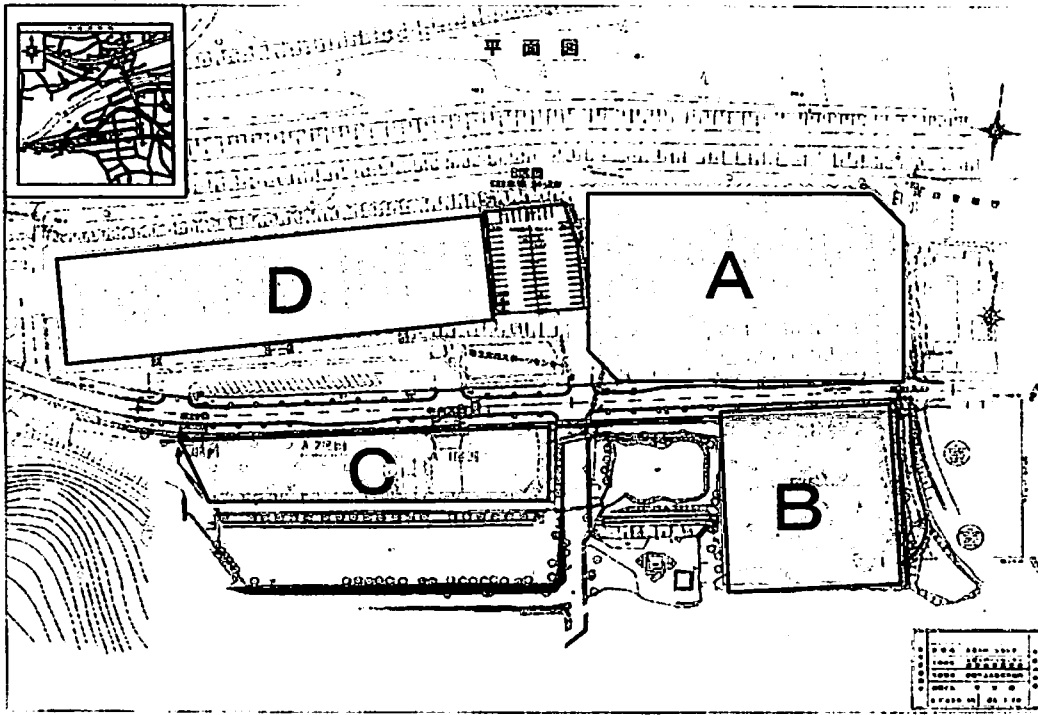
4 施設の概要（太田テニスコート屋内テニスコート）

(1) 屋内テニスコート

鉄骨造平屋建（屋根膜構造） テニスコート2面 1,512.42㎡

(2) 管理棟

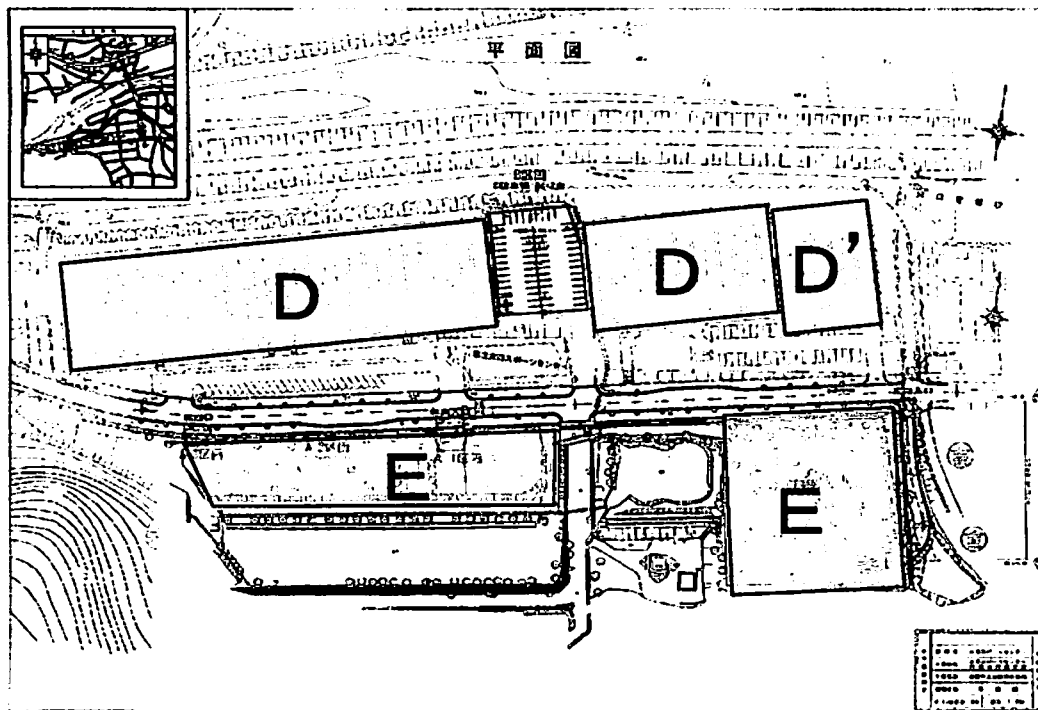
鉄骨造2階建 事務室, 更衣室, トイレ, 多目的トイレ 247.88㎡



現行

- 太田スポーツセンター
 A 運動広場
 (テニスコート 6面)
 B 子供広場
 C キャンプ場

- 太田テニスコート
 D テニスコート 10面



改正後

- 太田スポーツセンター
 ⇒ 廃止

- 太田テニスコート
 D 屋外テニスコート 14面
 D' 屋内テニスコート 2面
 E 駐車場